別添（　　　）

一般高圧ガス保安規則第１８条に定める技術上の基準についての対応状況

（容器貯蔵の方法に係る技術上の基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 根拠条項 | 関連条項 | 項目 | | 内容 | 対応状況 |
| １８条  ２号イ |  | 通風 | | 可燃性ガス又は毒性ガスの充てん容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。 | 可燃性ガス又は毒性ガスを  （置く・置かない）  換気の場所及び能力は  別添（　　　　） |
| ロ | 第６条  第２項  第８号イ | 容器置場及び充てん容器等 | 充てん・残ガス容器の区分 | 充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。 | 残ガス容器を  （置く・置かない） |
|  | ロ | 可燃性・毒性・酸素の充てん容器の区分 | 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充てん容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。 | 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素を  （置く・置かない） |
|  | ハ | 置くことができる物 | 容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。 | 計量器等作業に必要な物以外を  （置く・置かない） |
|  | ニ | 火気、引火又は発火性の物との距離 | 容器置場(不活性ガス及び空気のものを除く。)の周囲２メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器置場に厚さ９ｃｍ以上の鉄筋コンクリート造り若しくはこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けた場合又はその充てん容器等をシリンダーキャビネットに収納した場合は、この限りでない。 | 容器置場の周囲２メートル以内において、  火気の使用を  （する・しない）  引火性又は発火性の物を  （置く・置かない） |
|  | ホ | 温度の制限 | 充てん容器等は、常に温度４０度以下に保つこと。 | ※温度計の設置場所は、  別添（　　　　） |
|  | ヘ | 転落・転倒等の防止 | 充てん容器等(内容積が５リットル以下のものを除く。)には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。 | 容器の固定方法は、  別添（　　　　） |
|  | ト | 燈火 | 可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。 | 携帯電燈以外の燈火を携えて  （入る・入らない） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 根拠条項 | 関連条項 | 項目 | 内容 | 対応状況 |
| １８条  ２号　ハ |  | シアン化水素の貯蔵の漏えい | シアン化水素を貯蔵するときは、充てん容器等について１日に１回以上当該ガスの漏えいのないことを確認すること。 | シアン化水素を貯蔵  （する・しない） |
| ニ |  | シアン化水素の貯蔵の期間 | シアン化水素の貯蔵は、容器に充てんした後６０日を超えないものをすること。ただし、純度９８％以上で、かつ、着色していないものについては、この限りでない。 |
| ホ |  | 船・車両への積載 | 貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器(消火の用に供する不活性ガス及び消防自動車、救急自動車、救助工作車その他緊急事態が発生した場合に使用する車両に搭載した緊急時に使用する高圧ガスを充てんしてあるものを除く。)によりしないこと。 | 船、車両等に積載  （する・しない） |
| ヘ |  | 一般複合容器等の期限 | 一般複合容器等であって当該容器の刻印等において示された年月から１５年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。 | 一般複合容器等を  （置く・置かない） |